

## 阿波市公正入札調査委員会設置要綱

平成17年4月1日

告示第16号

(設置)

第1条 建設工事等の入札の適正を期し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に係る入札談合に関する情報に対して公正取引委員会との連携を図りつつ、的確な対応を行うため、阿波市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 委員会においては、工事等について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 情報の信憑性、公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

(2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

2 委員会は、国又は県等が取り扱った事案については、審議しないことができるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、副市長を長とし、委員長の名指する複数の職員をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急でやむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(対応)

第5条 事案が発生した場合には、県の独占禁止法に係る談合情報対応マニュアルを準用するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、契約管財課に置くものとする。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日 告示第27号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 26 日 告示第24号）  
この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する。